

2018年12月7日

全国信用組合中央協会
会長 渡邊 武 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

金融労連は、9月15日～16日の2日間、第13回定期全国大会を東京都内で開催し、2019年度の運動方針等を決定しました。

労働者の生活と権利を守り、地域金融機関が健全で民主的に発展することをめざす立場から、貴会（または貴協会）が下記の事項の実現に向けて努力されるよう要請いたします。

記

1. 12月28日（金）は原則として定時退社とし、12月29日（土）～1月3日（木）は完全休業とするよう会員金融機関に注意喚起すること。また、2019年から12月30日の休日化実現を関係当局に働きかけこと。
2. 政府は未来投資会議の中で、統合の足かせを取り除く独占禁止法の運用見直しなど検討するとして、金融庁が進める地域金融機関の合併・再編をさらに推し進めようとしていますが、地域性を希薄にし、利用者・労働者に犠牲を強いいる安易な合併再編を業界として見直すこと。
3. 日銀の異常なマイナス金利や人口減少、地域経済の破壊など、国の政策への反省・転換がないまま、金融庁が各金融機関に対して「持続可能なビジネスモデル」を求めたことが、利益追求型の営業展開につながり、職場では過大なノルマ追及により、職員が不正をしてでも実績を上げざるを得ない実態が、スルガ銀行などの不祥事を招く結果となっています。「顧客本位」の金融庁方針の観点からも次のような金融商品の「目標」という名のノルマ販売実態の改善を指導されること。
 - 投資信託・保険商品などの金融リスク商品の販売にあたっては、販売手数料率の高い商品販売に偏重することなく、顧客の商品選択の自由を保障すること。
 - 消費者ローン・カードローンなどの販売にあたっては、適用金利・保証会社・保証料率を明示し、顧

客の了解のもとで融資を行うこと。

●カードローンの審査にあたっては、貸金業法の「総量規制」に準じた規制を行うこと。

4. 公益通報者を保護し、自主的な経営チェックが行なえるような環境づくりを指導すること。
5. 今年4月から義務化された「期間の定めのない」無期雇用契約への転換など非正規労働者の雇用確保に努めるとともに、正規雇用者との合理性のない差別の是正を図るよう指導すること。
6. 賃金・退職金の引き下げなしの6・5歳定年制に移行すること。やむを得ず再雇用制度を導入する場合、希望者全員の年金満額支給時までの雇用確保と報酬比例部分の支給開始まで定年時の賃金保障を行なうこと。金融機関の社会的・公共的使命に鑑み、2025年度まで選別基準を認めるような「経過措置」の早期解消を指導すること。
7. 労働者の尊厳と心身両面の健康を破壊するパワーハラスメントなど、職場でのいじめ・人権侵害を根絶すること。特に、パワハラ加害者への懲戒規定など企業の防止措置を義務付ける法制化が喫緊の課題となる中で、業界として率先して防止措置を義務付けるよう指導すること。
また休業者に対する丁寧な職場復帰を行なうこと。ストレスチェックの実施にあたっては個人情報を保護し、人事考課などに反映させないようにして実効性の確保に努めるよう指導すること。
8. 慢性残業・休日出勤の改善や昼休み・年次有給休暇の完全取得など、総実労働時間の短縮に向け、具体的な施策を進めること。
また、厚生労働省が昨年1月20日に発出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守し、休日や就業時間外の研修、早朝清掃など労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう指導し、業界全体から不払い残業をなくすこと。
9. 過労死防止のため、勤務終了後、翌日の勤務開始まで最低11時間以上の休息を保障するよう指導すること。
10. 過当な金利競争を行わないよう、業界内で「自主規制」すること。
11. 奨学金返済の負担軽減措置を、業界全体の問題として取り組むこと。また、一部の金融機関が実施している給付型奨学金制度を拡充すること。

以上